

地域密着型サービス整備法人募集に係る質問と回答

No.	質問	回答
1	自治会長等地域への説明は必要か。	<p>公募条件ではございませんが、今後、事業運営等を行っていく上で自治会長等地域の方々との関係づくりは重要なことと考えますので、適切な対応をお願い致します。</p> <p>なお、地域との連携の考え方等も審査項目に含まれております。事前に説明を行った際はその内容等を「事業運営等に関する調書」等にご記入ください。</p>
2	公募以前に取得した土地であっても、整備資金計画に記載しなければならないのか。	<p>提出いただく決算書等の財務諸表に土地取得に関する財務異動が反映されているのであれば記載の必要はございません。反映されていない場合は、土地取得費等をご記入ください（土地売買契約書の写し及び借入残高証明書等も添付してください）。</p>
3	「高齢者住まい法」に基づくサービス付高齢者向け住宅の併設を検討しているが、応募に差し支えはないか。	<p>特に問題はございません。ただし、地域密着型サービス整備に係る補助金の有無については現在未定ですが、サービス付高齢者向け住宅の整備に係る補助金を受ける場合は補助対象外となる場合もございます。</p>
4	協力（歯科）医療機関及び地域密着型介護老人福祉施設の嘱託医師について、申込の段階で医療機関等を決定し、契約をしておかなければならないのか。	<p>申込の段階で契約等を締結しておく必要はありません。契約書（案）及び申込段階での計画をご提示ください。なお、具体的に医療機関等と調整をしているのであればその進捗等についてご提示ください。</p>

地域密着型サービス整備法人募集に係る質問と回答

No.	質問	回答
5	<p>様式7-2「役員名簿」に記載する「事業所を管理するもの」については、法人の役員でなくても記入するの か。</p>	<p>法人の役員ではない場合であっても、整備予定施設の管理者についてご 記入ください。</p>
6	<p>地域密着型サービスと地域密着型サ ービス以外のサービスを併設する場 合、地域密着型サービスの申込書類提 出の際に、地域密着型サービス以外の サービスの申込書類も提出しなければ ならないのか。</p>	<p>地域密着サービス以外のサービスに 関しては、今回の申込書類提出の際に なんらかの書類を提出していただく必 要はございません。ただし、地域密着 型サービスの運営内容等に関わる部分 につきましては、地域密着型サービス の申込書類にその内容等をご記入くだ さい。</p>
7	<p>応募書類の提出の際には、決められ た提出書類・様式しか提出してはいけ ないのか。</p>	<p>応募書類の追加説明資料として、様 式以外の資料を添付していただいても 結構です。 (例：法人概要等の記されたパンフレ ット、既に実施している事業で活用し ているマニュアル類等)</p>
8	<p>認知症対応型共同生活介護におい て、地域の方々との交流機会を持つコ ミュニティールームは必要か。 必要であれば、どの程度の広さが必 要か。また、コミュニティールームは相 談室と兼用でもよいか。</p>	<p>いわゆる地域交流スペースについて は、専用のスペースを設けることが基 準上定められているものではございま せん。 ただし、地域との交流を図ること については基準で定められております ので、その方法、施設設計においての配 慮については各事業所において適切な 対応をお願い致します。</p>

地域密着型サービス整備法人募集に係る質問と回答

No.	質問	回答
9	<p>認知症対応型共同生活介護において土地・建物の賃借契約の期間についてそれぞれ30年以上・20年以上となっているが、建物・土地双方を賃借する場合は、20年という契約期間でよいのか。</p>	<p>要領に記載のとおり、土地については30年以上の契約期間が公募条件となっておりますので、契約年数を合わせるのであれば30年でお願い致します。</p>
10	<p>定款・決算書には原本証明は必要か。</p>	<p>正本には原本証明をお願い致します。</p> <p>なお、副本は正本をコピーしたものを提出いただきますので、「正本に原本証明→それをコピーして副本とする。」ことをご対応ください。言い換えれば、「副本それぞれに原本証明を行う。」ことは不要です。</p>
11	<p>運転資金が確保されている証明として、残高証明の添付は必要か。</p>	<p>申込時において必ず添付しなければならないものではございません。しかしながら、必要に応じて提出を求めることがありますので、予めご了承ください。</p> <p>また、銀行等で取得いただいた残高証明をご提出いただきますが、インターネットバンクの場合は残高が確認できる印刷物等に貴社の原本証明を行ったものをご提出ください。</p>
12	<p>提出書類は両面コピーでファイリング可能か、それとも片面コピーか。</p>	<p>両面コピーは可能です。ただし、募集要領にも記載のとおり白紙を表紙とし、インデックスをつけてファイリングしてください。</p>
13	<p>提出ファイルのナンバリングは必要か。</p>	<p>「正本」と「副本」が判別できればよいので、ナンバリングは不要です。</p>

地域密着型サービス整備法人募集に係る質問と回答

No.	質問	回答
14	<p>「別添2 地域密着型（介護予防）サービスの事業者選定等の流れ」の備考欄に「内示前に事業着手したものは補助金の対象となりません」とあり、借り受ける施設が当法人以外の貸主が新築するものである場合、事業者欄に「事業着手（整備工事等契約手続きを含む）」とあるが、事業着手に、貸主の行う建物新築工事は該当しないと解してよいか。</p>	<p>補助金の交付対象は「運営事業者が行う施設整備又は開設準備」であることから、貸主が行う建物新築工事等は該当しません。任意のスケジュールで実施してください。</p>
15	<p>整備予定事業者決定から開設についてですが、いつまでに開設しないといけないという開設年度の決まりはあるのか。</p>	<p>今回の募集に関して、開設時期については、特段定めていませんが、開設時期も含めたスケジュール等総合的な評価を行った上で、審査を行います。なお、事業着手から開設までに長期間を要する計画となっている際は、審査の過程で、選定委員会からその理由について問われる可能性があります</p>